

墨田区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(介護補償) 第 1 1 条 〔略〕 2 介護補償は、月を単位として行うものとし、その額は、1月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護補償に係る障害（障害の程度に変更があった場合は、その月における最初の変更の前の障害。第 3 号において同じ。）が常時介護を要する程度の障害として教育委員会規則で定めるものに該当する場合（次号において「常時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げるときを除く。）。その月における介護に要する費用として支出された額（その額が <u>10 万 4, 9 5 0 円</u> を超えるときは、<u>10 万 4, 9 5 0 円</u>）</p> <p>(2) 常時介護を要する場合において、その月（新たに介護補償を行うべき事由が生じた月を除く。以下この号及び第 4 号において同じ。）に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が <u>5 万 7, 0 3 0 円</u> 以下であるときに限る。）。<u>5 万 7, 0 3 0 円</u></p> <p>(3) 介護補償に係る障害が随時介護を要する程度の障害として教育委員会規則で定めるものに該当する場合（次号において「随時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げるときを除く。）。その月における介護に要する費用として支出された額（その額が <u>5 万 2, 4 8 0 円</u> を超えるときは、<u>5 万 2, 4 8 0 円</u>）</p>	<p>〔同左〕 第 1 1 条 〔略〕 2 〔同左〕</p> <p>(1) 介護補償に係る障害（障害の程度に変更があった場合は、その月における最初の変更の前の障害。第 3 号において同じ。）が常時介護を要する程度の障害として教育委員会規則で定めるものに該当する場合（次号において「常時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げるときを除く。）。その月における介護に要する費用として支出された額（その額が <u>10 万 4, 5 7 0 円</u> を超えるときは、<u>10 万 4, 5 7 0 円</u>）</p> <p>(2) 常時介護を要する場合において、その月（新たに介護補償を行うべき事由が生じた月を除く。以下この号及び第 4 号において同じ。）に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が <u>5 万 6, 7 9 0 円</u> 以下であるときに限る。）。<u>5 万 6, 7 9 0 円</u></p> <p>(3) 介護補償に係る障害が随時介護を要する程度の障害として教育委員会規則で定めるものに該当する場合（次号において「随時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げるときを除く。）。その月における介護に要する費用として支出された額（その額が <u>5 万 2, 2 9 0 円</u> を超えるときは、<u>5 万 2, 2 9 0 円</u>）</p>

(4) 随時介護を要する場合において、その月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が2万8,520円以下であるときに限る。）。2万8,520円

付 則

（他の法律による給付との調整）

第7条 年金たる補償の額は、当該補償の事由となった障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による年金たる補償の年額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率（当該年金たる給付の数が2である場合にあっては、当該年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を合計して得た率から1を控除した率）を乗じて得た額（その額がこの条例による当該年金たる補償の年額から当該補償の事由となった障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額（当該年金たる給付の数が2である場合にあっては、その合計額）を控除した残額を下回る場合には、当該残額）とし、その額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。

傷病補償年金	厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号。以下この表において「平成24年一元化法」という。）附則	0.88
--------	--	------

(4) 随時介護を要する場合において、その月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が2万8,400円以下であるときに限る。）。2万8,400円

付 則

〔同左〕

第7条 〔同左〕

〔同左〕	〔同左〕	0.86
------	------	------

<p>第41条第1項の規定による障害共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による障害共済年金（以下この条において「障害厚生年金等」という。）</p>			
<p>国民年金法（昭和34年法律第141号）による障害基礎年金（同法第30条の4の規定による障害基礎年金及び平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち障害共済年金、平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち障害共済年金、平成24年一元化法附則第79条に規定する給付のうち障害共済年金又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成13年法律第101号）附則第2条第1項第2号に規定する旧農林共済法（以下この表において「旧農林共済法」という。）による障害共済年金の事由と同一の事由により支給される障害基礎年金を除く。以下この条において同じ。）</p>	0.88	〔同左〕	〔同左〕
<p>国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下この条において「昭和60年法律第34号」という。）第5条の規定による改正前の船員保険法（昭和14年法律第73号。以下この条において「旧船員保険法」という。）による障害年</p>	0.75	〔同左〕	〔同左〕

	金			
	昭和60年法律第34号第3条の規定による改正前の厚生年金保険法（以下この条において「旧厚生年金保険法」という。）による障害年金	0.75		〔同左〕
	昭和60年法律第34号第1条の規定による改正前の国民年金法（以下この条において「旧国民年金法」という。）による障害年金	0.89		〔同左〕
障害補償年金	障害厚生年金等	0.83	〔同左〕	〔同左〕
	国民年金法による障害基礎年金	0.88		〔同左〕
	旧船員保険法による障害年金	0.74		〔同左〕
	旧厚生年金保険法による障害年金	0.74		〔同左〕
	旧国民年金法による障害年金	0.89		〔同左〕
遺族補償年金	厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平成24年一元化法附則第41条第1項の規定による遺族共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による遺族共済年金（次項において「遺族厚生年金等」という。）	0.84	〔同左〕	〔同左〕
	国民年金法による遺族基礎年金（昭和60年法律第34号附則第28条第1項の規定による遺族基礎年金及び平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金、平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金、平成24年一元化法附則第79条に規定する給付のうち遺族共済年金又は旧農林共済法による遺族共済年金の事由と同一の事由により支	0.88		〔同左〕

給される遺族基礎年金を除く。次項において同じ。)又は国民年金法による寡婦年金	
旧船員保険法による遺族年金	0.80
旧厚生年金保険法による遺族年金	0.80
旧国民年金法による母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	0.90

〔同左〕	〔同左〕
〔同左〕	〔同左〕
〔同左〕	〔同左〕

2 〔略〕

2 〔略〕

3 休業補償の額は、同一の事由についての表の左欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる当該法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率（当該年金たる給付の数が2である場合にあっては、それぞれの当該年金たる給付に応じ同表の右欄に掲げる率を合計して得た率から1を控除して得た率）を乗じて得た額（その額がこの条例の規定による休業補償の額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額（当該年金たる給付の数が2である場合にあっては、それらの合計額）を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）とする。

3 〔同左〕

障害厚生年金等	0.88
国民年金法による障害基礎年金	0.88
旧船員保険法による障害年金	0.75
旧厚生年金保険法による障害年金	0.75
旧国民年金法による障害年金	0.89

〔同左〕	0.86
〔同左〕	〔同左〕

4 〔略〕

4 〔略〕

## 付 則

( 施行期日 )

1 この条例は、公布の日から施行する。

( 経過措置 )

2 この条例による改正後の墨田区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（以下「新条例」という。）第11条第2項の規定は、平成28年4月1日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由が生じた介護補償について適用し、適用日前に支給すべき事由が生じた介護補償については、同

項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 新条例付則第7条第1項の表及び同条第3項の表の規定は、適用日以後に支給すべき事由が生じた傷病補償年金及び休業補償並びに適用日前に支給すべき事由が生じた適用日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、適用日前に支給すべき事由が生じた適用日前の期間に係る傷病補償年金及び適用日前に支給すべき事由が生じた休業補償については、なお従前の例による。
- 4 適用日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、この条例による改正前の墨田区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（以下「旧条例」という。）第11条第2項の規定に基づく介護補償、旧条例付則第7条第1項の表の規定に基づく傷病補償年金（適用日から施行日の前日までの間に係る分に限る。）及び同条第3項の表の規定に基づく休業補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。）として支払われた金額は、これらに相当する新条例の規定に基づく公務災害補償の内払とみなす。